

## 資料9

### 児童部　家庭児童相談室

#### 児童育成支援拠点事業の実施について

##### 1 事業の内容

近年増加傾向にある児童虐待や、児童が直面する複雑化、複合化した課題や個別のニーズに対し、きめ細やかに対応、支援していくことができるよう、令和6年（2024年）に施行された改正児童福祉法において、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業（以下、「本事業」）が創設され、市町村が実施主体となりました。

本市においても、令和6年度の児童虐待相談件数は1,963件と増加傾向にあり、一定数の児童は家庭での生活に困難を抱えている実態があることから、セーフティネットとして児童が安心安全に過ごすことのできる場所の確保や、自宅で食事を適切に摂取できない場合の食事の提供、身だしなみや身体の保清等の一般的な生活習慣の形成等を包括的に行うため本事業の実施を予定しています。

※令和8年2月定例会での承認が必要です。

##### 2 今後の予定

令和8年（2026年）7月	事業者募集（プロポーザルによる事業者選定）
10月	事業者決定
令和9年（2027年）4月	事業開始

##### 3 事業の実施概要

###### （1）実施箇所数、定員及び事業の実施方法

実施箇所数：1箇所　　定員：概ね20名　事業の実施方法：業務委託

###### （2）対象児童の例

小中学生を主な対象世代とし、家庭で適切に食事を摂取できていない、登校や

生活習慣が身に付いていないといったネグレクトの状況にある児童や、親子間や保護者間の不仲により家庭で安心して過ごすことができない児童等

(3) 支援内容

①安全・安心な場所の提供 ②生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等） ③学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等） ④食事の提供 ⑤課外活動の提供 ⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 ⑦保護者への情報提供、相談支援 ⑧送迎支援を包括的に実施します。

(4) 職員配置

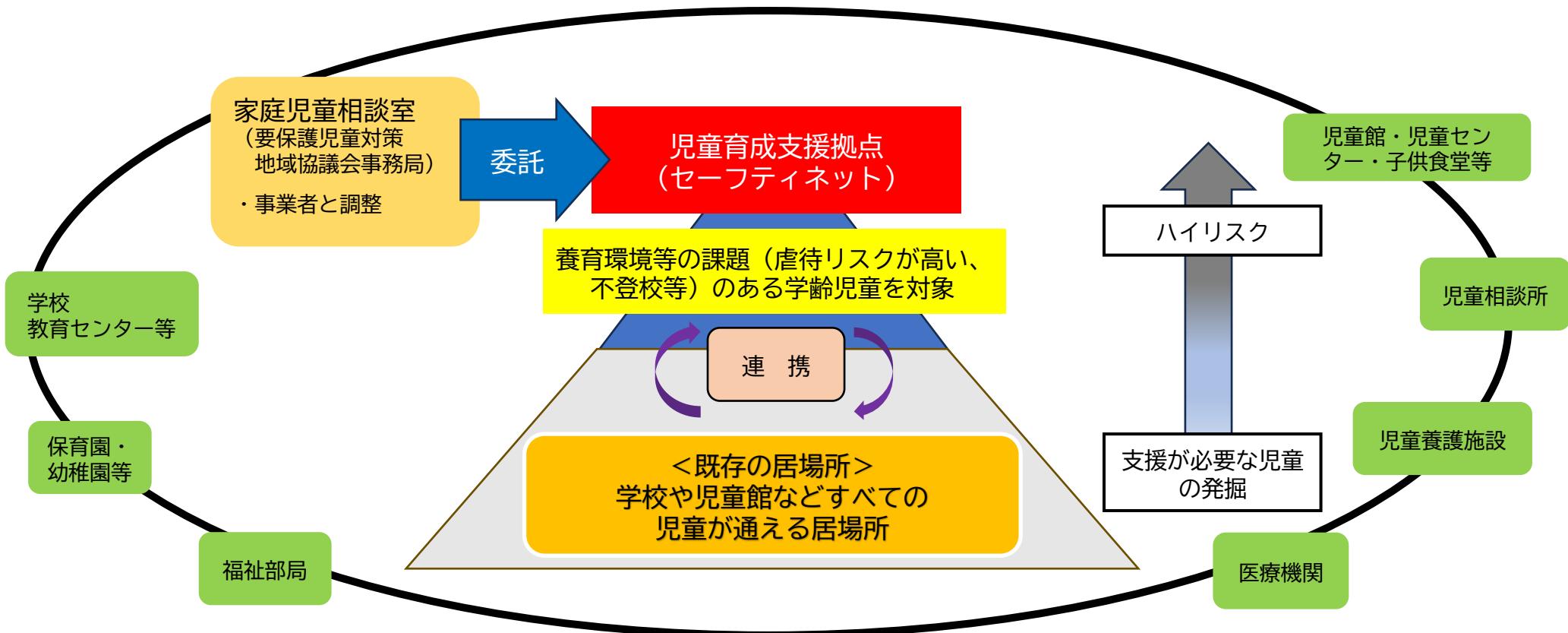
管理者、支援員、心理療法職員及びソーシャルワーク専門員を配置します。

※児童5名に対し支援者1名以上を配置。ただし児童が5名以下の場合は支援者2名以上を配置。

#### 4 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、児童館や子供食堂等の誰でも利用できる既存の子供の居場所や学校、福祉部門等と連携し、支援を行います。
- (2) 児童等への事業の導入は、家庭児童相談室が把握する児童・家庭や、関係機関から相談、紹介のある児童・家庭についてアセスメントを行い、適否を検討します。
- (3) 支援に当たっては、家庭児童相談室と児童育成支援拠点その他関係機関で連携し支援計画を作成し、状況に応じ適宜内容を見直します。

# 吹田市児童育成支援拠点と家庭児童相談室その他関係機関との関係・連携・見守りのイメージ



## <対象児童の把握方法>

- 1 家庭児童相談室で把握する家庭
- 2 庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等
- 3 児童や保護者からの相談

## <対象児童のイメージ>

- ・ネグレクトで自宅で適切に食事を摂取できていない
- ・親子間や保護者間の関係不良により自宅で安心して過ごせない
- ・保護者の養育力が脆弱で登校の習慣が身に付いていない 等

## <包括的な支援の実施>

- 1 安全・安心な居場所の提供
- 2 生活習慣の形成
- 3 学習の支援（宿題の見守りなど）
- 4 食事の提供
- 5 課外活動の提供
- 6 学校、医療機関等との連携
- 7 保護者への情報提供、相談支援
- 8 送迎支援

## <支援計画等>

対象児童のアセスメント、支援目標・内容の把握  
支援計画の作成、支援方針の見直し等